



桜丘町会かわらばん Vol-15

残暑が続いておりますが、小さな秋も感じられます。

熊本地震、千葉豪雨と災害続きでしたね、町会防災部でも近隣町会と地域防災の検証会に参加するなど日々研鑽を積んでおります。災害が起きて後悔した事の多くに、家族が離れ離れの時に被災したらどこで落ち合うか、電話が通じないときにどうやって連絡を取るのかなど、家族で決めていなかったのが被災後、家族の安否確認に苦労をしたという事です。防災って防災グッズや備蓄品を揃えただけで安心してはいけません、ご自宅から一番近い一時集合場所、広域避難場所、避難所、災害用伝言ダイヤルの利用方法、何処で落ち合うかなどなど今日にでも家族で話し合ってください。

① 一時集合所 いっとき	危険回避のために一時的に集合して様子を見る、または、避難のために一時的に集合するところで、区内に約 490 か所指定されています。
② 広域避難場所	火災の延焼などにより自宅、一時集合所が危険な状態になった場合に避難する場所です。区内外 24 か所を指定しています。

余震が収まり火災などの危険がないことを十分確認して

自宅の安全を確認

自宅が安全である

在宅避難

被災していない家族、
親族、知人への連絡が
取れる

縁故避難

自身で被災していない
宿泊施設を確保できる

自主避難

火災や倒壊によって
自宅で過ごすことが
できない

指定避難所

避難所に行くことだけが避難ではありません

避難所はスペースや備蓄が限られており、環境の変化などによって体調を崩す人もいます。また、過密状態になると感染リスクも高まります。自宅で生活できる状況であれば、在宅避難をしましょう。そのために、日ごろから住宅の耐震化や家具の転倒・落下・移動防止を行い食料や水など必要なものを備えておくことが大切です。また、自宅に被害がある場合でも、被災していない家族や親戚、知人の家に避難する縁故避難や、被災していない宿泊施設を自身で確保して避難する自主避難という方法があることを知っておきましょう。事前に話し合いや情報収集をしておくことが重要です。

指定避難所は自宅での居住継続が困難な場合、または二次災害を受ける可能性のある場合に一時的に受け入れ、保護するための施設です。



毎週火曜日13~15時、町会事務所に役員が詰めています(祝日は閉館) 町に対するご相談などございましたらお気軽にお越しください。

稲荷森稲荷神社並びにあります。

桜丘町会新規加入希望も当事務所で受け付けております。

